

## 鹿 児 島 県 公 報

平成29年12月26日（火）第3378号の6



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 規 則

○鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則（※） (人事課取扱い) 1

## 規 則

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月26日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県規則第58号

鹿児島県職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員退職手当支給規則（昭和60年鹿児島県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 受給資格者は、受給資格証の交付を受けた後、氏名又は住所若しくは居所を変更した場合にあつては、速やかに氏名（住所）変更届（別記第5号様式の2）にその事実を証する書類及び受給資格証を添えて任命権者に提出しなければならない。ただし、受給資格証を提出することができないことについて正当な理由があるときは、これを添えないことができる。
- 3 任命権者は、前項の規定による氏名（住所）変更届の提出を受けたときは、受給資格証に必要な改定をし、これを当該受給資格者に返付する。

第13条第3項に後段として次のように加える。

第9条第1項ただし書の規定は、この場合について準用する。

第14条中「公共職業訓練等の施設の長が発行する受講証明書」を「公共職業訓練等受講証明書（別記第13号様式の2）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(条例第9条第10項第2号の規則で定める者)

第14条の2 条例第9条第10項第2号アの規則で定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。

- (1) 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつて、同号に掲げる者に該当するもの
  - (2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同号に掲げる者に該当するもの
  - (3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であつて、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同号に掲げる者に該当するもの
- 2 条例第9条第10項第2号イの規則で定める者は、前項第2号に定める者とする。

第20条第1項の表以外の部分中「除く。）」の次に「、第7条第2項及び第3項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同項の表中「及び第2項」の次に「、第7条第2項及び第3項」を加え、

第6条第2項、第11条及び第17条	受給資格証	高年齢受給資格証	を
-------------------	-------	----------	---

第6条第2項	「受給資格証	「高年齢受給資格証	に改め、同条第2項の表以
第7条第2項及び第3項、第11条並びに第17条	受給資格証	高年齢受給資格証	

外の部分中「除く。）」の次に「，第7条第2項及び第3項」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同項の表中「及び第2項」の次に「，第7条第2項及び第3項」を加え、

第6条第2項、第11条及び第17条	受給資格証	特例受給資格証	を
-------------------	-------	---------	---

第6条第2項	「受給資格証	「特例受給資格証	に改める。
第7条第2項及び第3項、第11条並びに第17条	受給資格証	特例受給資格証	

第23条中「以下「再就職手当」を「雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第83条の4に規定する就業促進定着手当（以下「就業促進定着手当」という。）を除く。以下「再就職手当」に改め、「別記第19号様式の2）を」の次に「，同号口に該当する者に係る就業促進手当（就業促進定着手当に限る。）に相当する退職手当にあつては就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書（別記第19号様式の3）を」を加え、「にあつては広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書（別記第22号様式」を「のうち雇用保険法第59条第1項第1号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書（別記第22号様式）を，同項第2号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書（別記第22号様式の2）を，同項第3号に該当する行為をする者に係る求職活動支援費に相当する退職手当にあつては求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書（別記第22号様式の3）」に改める。

別記第1号様式の8（（別紙）以外の部分に限る。）を次のように改める。

第1号様式の8（第4条関係）

鹿児島県職員退職票

年 月 日交付					所 属	
退職した職員	氏 名		性別	男・女	生年月日及び年齢	年 月 日 満 歳
	住所又は居所				勤続期間	年 月
	就職年月日	年 月 日	給与形態	(A) 月給・旬給・週給等	受給資格区分	(A) 一般受給資格
	退職年月日	年 月 日		(B) 日給・時間給・出来高払制等		(B) 高年齢受給資格
						(C) 特例受給資格
失業者の退職手当算定の基礎となる給与総額	(A) 基本となる給与が月、週その他一定の期間によって定められていた者		(B) 基本となる給与が、日、時間、出来高払制その他の請負制によって定められていた者			賃金日額算定の根拠及び額
	退職の月前6月に支払われた給与の総額		退職の月前6月における労働日数	(イ) 日、時間、出来高払その他の請負制による給与	(ロ) 月、週その他の一定の期間によって定められていた給与	賃金日額 円
	1 給料	円	月分	日	円	算定の方式 円
	2 扶養手当	円				
	3 地域手当	円	月分	日	円	
	4 住居手当	円				
	5 通勤手当	円	月分	日	円	
	6 特殊勤務手当	円				
	7 時間外勤務手当	円	月分	日	円	
	8 宿日直手当	円				
9 手当	円	月分	日	円		
10 手当	円					
11 手当	円	月分	日	円		
12 手当	円					
合 計	円	合 計		円	円	
退職時に支払われた一般の退職手当等の額		円	説明欄		退職時の給料月額	円
① 退職事由		別紙のとおり				
② 上記の記載事項を確認する。		(退職した職員の氏名)				印
退職時の勤務公署	所在地					
	名称					
任命権者の氏名及び印		印				
任命権者記載欄						

注意事項

1 記載上の注意

②欄には、記載事項に相違ないと認めた場合、氏名を記載して押印すること。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。

2 この票の交付を受けたときは、速やかに住所又は居所を管轄する公共職業安定所に出頭の上提出すること。ただし、退職後公共職業安定所に出頭しないまま退職の日の翌日から起算して1年以内に再び職員となった場合には、この票を新たな任命権者に提出すること。

別記第1号様式の8（別紙）中「記入」を「記載」に、「任用期間満了等」を「任用期間満了」に、「働きかけ」を「働きかけ等」に改める。

「第2号様式（第5条関係）」

別記第2号様式中「第2号様式（第5条関係）」を  
に、  
年 月 日交付」

「大正

昭和 年 月 日 及び「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、  
平成

「退職時の所属所」を「退職時の勤務公署」に、「確認します」を「確認する」に、

「証明します」を「証明する」に改め、同様式注意事項中2を3とし、1を2とし、同様式注意事項に注意事項1として次のように加える。

- 1 記載事項に相違ないと認めたときは氏名を記載して印を押すこと。なお、記載事項について誤りがあるときは、速やかに任命権者に申し出て訂正を受けること。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第6条関係）

失業者の退職手当受給資格証

					受給資格証 番 号			
					交付年月日	年 月 日		
受給資格者	氏 名			性 別	男・女	生年月日 及び年齢	年 月 日 満 歳	
	住所又は居所							
	退職時の 勤務公署			退職時の 職 名				
	退職年月日			年 月 日		勤続期間	年 月	
求 職 年 月 日			年 月 日		退職の月前6月に支払われた給与の総額			
受給期間満了年月日			年 月 日		1 給 料 _____ 円			
待期日数	日		所定給付日数	日		2 扶 養 手 当 _____ 円		
待 期 満 了 年 月 日			年 月 日		3 地 域 手 当 _____ 円			
最 初 の 失 業 認 定 日			年 月 日		4 住 居 手 当 _____ 円			
失 業 の 認 定 日			毎 月	日		5 通 勤 手 当 _____ 円		
基本手当（傷病手当）に相当する退職手当の日額					円		6 特 殊 勤 務 手 当 _____ 円	
公 共 職 業 訓 練 等	受 講 開 始		年 月 日		7 時 間 外 勤 務 手 当 _____ 円			
	受 講 終 了 予 定		年 月 日		8 宿 日 直 手 当 _____ 円			
	技 能 習 得 手 当	受 講 手 当	支給開始	年 月 日		9 _____ 円		
			日 額			円		
	通 所 手 当	通 所 手 当	支給開始	年 月 日		10 _____ 円		
			月 額			円		
	寄 宿 手 当	寄 宿 手 当	支給開始	年 月 日		11 _____ 円		
			月 額			円		
					賃金日額 ( $\frac{A}{180}$ )	円		
					基本手当の日額	円		
退 職 理 由					給 付 制 限	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
						年 月 日から 年 月 日まで 日間		
						年 月 日から 年 月 日まで 日間		
年 月 日								
							任命権者 <span style="float:right">回</span>	

注意事項

- この証は、基本手当に相当する退職手当を受けるために必要なものであるから受給期間満了年月日までは大切に保管すること。また、退職の日の翌日から起算して鹿児島県職員退職手当支給条例第9条第1項に規定する期間内に再び職員となった場合には、この証を新たな所属長を通して任命権者に提出すること。もし、この証をなくしたり、又は損傷したときは、速やかに申し出て再交付を受けること。
- 待期日数が満了したときは、速やかに管轄公共職業安定所に出頭して待期日数の間における失業の証明を受けること。
- 基本手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間中に自己の労働によつて収入を得たときは、その旨を必ず届け出ること。
- 偽りその他不正の行為（3の届出をしない場合又は虚偽の届出をした場合も該当する。）によつて基本手当に相当する退職手当の支給を受けたり、又は受けようとしたときは、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるほか、その返還と一定の金額の納付を命ぜられ、又は処罰される場合がある。
- 所定給付日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる最大限の日数である。

別記第5号様式（第1面）を次のように改める。  
第5号様式（第6条関係）

（第1面）

失業者の退職手当受給台帳				受給資格証 番 号			
(高年齢受給資格者) (特例受給資格者)	氏 名		性 別	男・女	生年月日 及び年齢	年 月 日 満 歳	
	住 所 又 は 居 所						
	退職時の勤務公署		退職時の職名				
	採 用 年 月 日	年 月 日	勤 続 期 間		年 月		
	退 職 年 月 日	年 月 日					
求 職 年 月 日	年 月 日	退職の月前6月に支払われた給与の総額					
受給期間満了年月日（受給期限日）	年 月 日	1 給 料		円			
待 期 満 了 年 月 日	年 月 日	2 扶 養 手 当		円			
退職時支給された退職手当	円(A)	3 地 域 手 当		円			
基本手当 (高年齢求職者給付金、特例一時金、傷病手当)に相当する退職手当	その額 (C×日)－(A) 円(D)	4 住 居 手 当		円			
	基本手当(傷病手当)に相当する退職手当の日額	5 通 勤 手 当		円			
	待期日数 (A)÷(C)	6 特 殊 勤 務 手 当		円			
	給付日数 (日)－(E)	7 時 間 外 勤 務 手 当		円			
公共職業 訓練等	受 講 開 始	年 月 日	8 宿 日 直 手 当		円		
	受 講 終 了 予 定	年 月 日	9		円		
技 能 習 得 手 当	受 講 手 当	支 給 開 始	年 月 日	10		円	
		日 額	円	11		円	
寄 宿 手 当	通 所 手 当	支 給 開 始	年 月 日	12		円	
		月 額	円	合 計		円(B)	
	支 給 開 始	年 月 日	賃金日額 (B/180)		円		
	月 額	円	基本手当の日額		円(C)		
退 職 理 由			給 付 制 限	年 月 日 から			
				年 月 日 まで			
				日 間			
		給 付 制 限	年 月 日 から				
			年 月 日 まで				
			日 間				
		給 付 制 限	年 月 日 から				
			年 月 日 まで				
			日 間				
受給資格証 (高年齢受給資格証) (特例受給資格証)	交付年月日	年 月 日	担 当 者	Ⓔ			

別記第5号様式（第2面）中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、同様式（第3面）を次のように改める。

(第3面)

技能習得手当及び寄宿手当に相当する退職手当支給経過							
回数	認定年月日	交付年月日	技能習得手当			寄宿手当	
			支給日数	受講手当 支給金額	通所手当 支給金額	支給日数	支給金額
第 回	年 月 日	年 月 日	日	円	円	日	円
第 回	年 月 日	年 月 日					
第 回	年 月 日	年 月 日					
第 回	年 月 日	年 月 日					

第 回	年 月 日	年 月 日					
第 回	年 月 日	年 月 日					
第 回	年 月 日	年 月 日					

就業手当に相当する退職手当支給経過			
認定年月日	年月日	交付年月日	年月日
支給金額	円	備考	

再就職手当に相当する退職手当支給経過			
認定年月日	年月日	交付年月日	年月日
支給金額	円	備考	

就業促進定着手当に相当する退職手当支給経過			
認定年月日	年月日	交付年月日	年月日
支給金額	円	備考	

常用就職支度手当に相当する退職手当支給経過			
認定年月日	年月日	交付年月日	年月日
支給金額	円	備考	

移転費に相当する退職手当支給経過											
認定年月日	年月日			交付年月日			年月日				
	鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃	移 転 料	着後手当	計	就職先の事業主 から支給された 就職支度金の額	差 引 支 給 額		
本人	円	円	円	円	/	/	円				
家族	円	円	円	円	/	/	円				
合計	円	円	円	円	円	円	円			円	円

求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給経過							
認定年月日	年月日			交付年月日			年月日
鉄道賃	船 賃	航空賃	車 賃	宿泊料	計	求人者から支給される広域 求職活動に要する費用の額	差引支給額
円	円	円	円	円	円	円	円

求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給経過			
認定年月日	年月日	交付年月日	年月日
支給金額	円	備考	

求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給経過			
認定年月日	年月日	交付年月日	年月日
支給金額	円	備考	

別記第5号様式の次に次の1様式を加える。

## 第5号様式の2（第7条関係）

## 氏名（住所）変更届

受給資格証番号			
新 氏 名			
1 氏名	フリガナ		
	新		
	旧		
2 住所	新		
	旧		
3 生 年 月 日	年 月 日	4 変 更 年 月 日	年 月 日
鹿児島県職員退職手当支給規則第7条第2項の規定により上記のとおり届けます。			
年 月 日			
(高年齢・特例) 受給資格者氏名 _____ 印			
任命権者 殿		受給資格証番号 ( )	
		電 話 番 号 ( )	
備 考			※口座名義変更確認欄

## 注意事項

- 1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 3・4欄の下の「(高年齢・特例)受給資格者氏名」欄については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
  - 3 この届書には、変更の事実を証明することができる官公署が発行した書類（例えば住民票）を添えること。
  - 4 ※印欄には、記載しないこと。
- 別記第9号様式を次のように改める。



第9号様式（第12条関係）

失業認定申告書

(該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載してください。)

① 失業の認定を受けようとする期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。	イ した 〔就職又は就労をした日は○印、内職又は手伝いをした日は×印を右のカレンダーに記載してください。〕 ロ しない	1	2	3	4	5	6	7	月	1	2	3	4	5	6	7
		8	9	10	11	12	13	14		8	9	10	11	12	13	14
		15	16	17	18	19	20	21		15	16	17	18	19	20	21
		22	23	24	25	26	27	28		22	23	24	25	26	27	28
		29	30	31						29	30	31				
② 内職又は手伝いをして収入を得た人は、収入のあつた日、収入額、その額が何日分の収入かを記載してください。	収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分									
	収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分									
	収入のあつた日	月	日	収入額	円	何日分の収入か	日分									
③ 失業の認定を受けようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。															
	求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容												
	(イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ロ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等 (ハ) 派遣元事業主による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等															
	(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。															
	事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募の動機	応募の結果										
				(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他												
				(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他												
ロ 探さなかった	(その理由を具体的に記載してください。)															
④ 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ 応じられる															
	ロ 応じられない	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため（例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため） (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ( )														
⑤ 就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が	イ 就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	(就職先事業所)													

記載してください。		月 日より就職（予定）	
	ロ 自営	月 日より自営業開始（予定）	
鹿児島県職員退職手当支給規則第12条第1項の規定により上記のとおり申告します。			
年 月 日			
		受給資格証番号（	）
		受給資格者氏名	印
任命権者	殿		

## 注意事項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、基本手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 ①欄及び③欄の「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の証明日から今回の証明日の前日までの期間をいう。ただし、今回の証明日が求職申込み後初めての証明日である場合は、求職申込みの日から今回の証明日の前日までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になつた場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のも（4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労をしたことになるものである。（無償のボランティア活動など下記5に該当するものを除く。）
- 5 ①欄及び②欄の「内職又は手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いた場合又はボランティア活動をした場合などで、原則として1日の労働時間が4時間未満（雇用保険の被保険者となる場合を除く。）であつて、「就職」又は「就労」とはいえない程度のもの（1日の労働時間が4時間以上であつても、1日当たりの収入額が賃金日額の最低額未満の場合はこれに含まれることがあります。）をいうものである。なお、「内職又は手伝い」による収入を得ていない場合も①欄に記載すること。
- 6 ③欄のイに○印を付けた人は、③欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。
- 7 ③の②欄には、③の①欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- 8 ④欄のロの(ホ)その他に○印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（ ）の中に具体的に記載すること。

別記第12号様式中

② 公共職業訓練等に関する事項	(1) 種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第23条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練
	(2) 職種	(3) 期間		(4) 昼夜間の別	昼間・夜間
	(5) 受講開始年月日	平成 年 月 日		(6) 終了予定年月日	平成 年 月 日
	この欄の記載事実に誤りのないことを証明する。				
	平成 年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) 印				

を

② 公共職業訓練等に関する事項	(1) 種類	1 公共職業訓練	2 雇用保険法第63条第1項第3号の講習及び訓練	3 障害者の雇用の促進等に関する法律第13条の適応訓練	4 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第25条第1項の計画に準拠した同項第3号に掲げる訓練	5 雇用保険法第6条第5号に規定する船員の職業能力の開発及び向上に資する訓練又は講習として厚生労働大臣が定めるもの	
	(2) 職種	(3) 期間		(4) 昼夜間の別	昼間・夜間		
	(5) 受講開始年月日	年 月 日		(6) 終了予定年月日	年 月 日		
	この欄の記載事実に誤りのないことを証明する。						
	年 月 日 (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) 印						

に、

(2) 寄宿開始年月日	平成 年 月 日
-------------	----------

を

(2) 寄宿開始年月日	年 月 日
-------------	-------

に、「紹介」を「指示」に、

「鹿児島県職員退職手当支給規則第13条第1項の規定により上記のとおり届けます。

平成 年 月 日

「鹿児島県職員退職手当支給規則第13条第1項の規定により上記のとおり届けます。

年 月 日

め、同様式注意事項2中「ア」を「イ」に、「イ」を「ロ」に改め、同様式注意事項2を同様式注意事項3とし、同様式注意事項1を同様式注意事項2とし、同様式注意事項に注意事項1として次のように加える。

1 この届書には、受給資格証を添えること。

別記第13号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、

「(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)

印」を

「(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)

印」に、

ア 交通機関等利用

イ 自転車等利用

(ア) 通所不便の者

(イ) (ア)以外の者」を

「イ 交通機関等利用                                  ロ 自転車等利用                                  (イ) 通所不便の者  
(ロ) (イ)以外の者」に改め、同様式注意  
事項4中「25回分」を「21回分」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第13号様式の2（第14条関係）

## 公共職業訓練等受講証明書

（必ず注意事項をよく読んでから記載してください。）

受給資格証番号							
待期満了年月日	年 月 日						
支給期間 初日	年 月 日			末日	年 月 日		
認定日数		受講日数		通所日数		寄宿日数	
内職（労働日数、収入額）				円	就業手当支給日数		
1 受講者氏名				2 証明対象期間	年 月		
3 訓練受講職種							
4 右のカレンダーに該当する印を付けてください。 (1) 公共職業訓練等が行われなかつた日（日・祝日等） =印 (2) 公共職業訓練等を受けなかつた日のうち イ 疾病又は負傷による場合 ○印 ロ イ以外でやむを得ない理由がある場合 △印 ハ やむを得ない理由がない場合 ×印	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31				
5 特記事項	上記の記載事実誤りに誤りのないことを証明する。  年 月 日  (公共職業訓練等の施設の長の職氏名) 印						
6 2の期間中に就職、就労、内職又は手伝いをしましたか。				イ した	ロ しない		
7 2の期間中に内職又は手伝いをして収入を得ましたか。				イ 得た	ロ 得ない		
8 寄宿の有無	有 ( ) ・ 無						
上記のとおり申告します。 また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。  年 月 日  受講者氏名 印 受給資格証番号 ( )  公共職業安定所長 殿							
※連絡事項							

## 注意事項

- 公共職業訓練等を受けなかつた日がある場合は、具体的事情その他必要な事項を5欄に記載すること。
- 申告は正しくすること。申告しなければならぬ事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 6欄及び7欄は、該当する記号を○で囲むこと。なお、6欄又は7欄においてイを○で囲んだ者は、その内容を失業認定申告書（第9号様式）により申告すること。
- 6欄及び7欄の「2の期間」は、公共職業訓練等受講開始前及び受講修了後の期間を除くものであること。
- 6欄の「就職」又は「就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、嘱託になつた場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合若しくは自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、1日の労働時間が4時間以上のも（4時間未満であつても雇用保険の被保険者となる場合は就職又は就労となります。）、又は日雇労働者として臨時に労働したり会社の役員になつたりした場合等をいうものであること。なお、賃金などの報酬がなくても就職又は就労したことになるものであること。
- 6欄及び7欄の「内職」又は「手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のことをいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合又はボランティア活動をした場合などであつて、他人の仕事の手助けをした場合などあなたが働いた場合で、「就職」又は「就労」とはいえない程度のものをいうものであること。なお、「内職」又は「手伝い」による収入を得ていない場合も含むものであること。
- 8欄は、該当するものを○で囲むこと。なお、「有」を○で囲んだ者であつて「別居して寄宿していない日」があ

るときは、その日及び理由を（ ）内に記載すること。

8 8 欄の下の受講者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。また、この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」の文字を抹消すること。

9 ※印欄には、記載しないこと。

別記第14号様式を次のように改める。

第14号様式（第15条関係）

傷病手当に相当する退職手当支給申請書

申請者	① 氏名	② 性別	男・女	③ 生年月日	年 月 日	受給資格証番号	
	④ 傷病の名称及びその程度						
診療担当者の証明	⑤ 初 診 年 月 日		年 月 日				
	⑥ 傷 病 の 経 過		年 月 日 治ゆ、転医、中止、継続中				
	⑦ 傷病のため職業に就くことができなかったと認められる期間		年 月 日から 年 月 日まで 日間				
	上記のとおり証明する。 年 月 日 診療機関の所在地及び名称 診療担当者氏名 電話番号 印						
支給申請期間	⑧ 同一の傷病により受けることができる給付		(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)				
	⑨ ⑧の給付を受けることができる期間		年 月 日から 年 月 日まで		日間		
	⑩ 傷病手当に相当する退職手当の支給を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで		日間		
⑪ 内職若しくは手伝いをした日又は収入のあった日、その額等を記載してください。	内職又は手伝いをした日 月 月 月 日 日 日	収入のあった日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日
		収入のあった日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日
		収入のあった日	月 日	収入額	円	何日分の収入か	日
鹿児島県職員退職手当支給規則第15条の規定により上記のとおり傷病手当に相当する退職手当の支給を申請します。 年 月 日 申請者氏名 印 任命権者 殿							

注意事項

- この申請書は、傷病手当に相当する退職手当を請求する際に、請求書を添えて任命権者に提出すること。
- この申請書には、受給資格証を添えること。
- ⑧欄は、⑦欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従って該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号）を○で囲むこと。
  - 健康保険法による傷病手当金
  - 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付
  - 船員法による傷病手当
  - 地方公務員災害補償法による休業補償その他法令により地方公務員等に対して支給されるこれに相当する給付
  - 地方公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
  - 国民健康保険法による傷病手当金
  - 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
  - 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費
- ⑨欄には、⑦欄の期間のうち、⑧欄の給付を受けることができる期間を記載すること。なお、⑧欄で2以上の番号を○で囲んだ場合は、その給付を受けることができる期間を、それぞれその番号の順に記載すること。
- ⑩欄には、⑦欄の期間中において、内職若しくは手伝いをした場合又は内職若しくは手伝いによる収入を得た場合に記載すること。「内職若しくは手伝い」とは、雇用保険法第19条の「自己の労働によつて収入を得た場合」のこと

をいい、どんな仕事であつてもそれによつて収入を得た場合、すなわち他人の仕事の手助けをして収入を得た場合などあなたが働いたりした場合であつて、「就職又は就労」とはいえない程度のものをいうものであること。

6 ⑩欄の下の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

別記第15号様式及び別記第16号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

別記第17号様式及び別記第18号様式を次のように改める。



第17号様式（第20条、第21条関係）

高齢受給資格者失業認定申告書

（該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載してください。）

① 失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をしましたか。	イ した	就職又は就労した人は、その月日を記載してください。			
	ロ しない				
② 失業の認定を受けようとする期間中に引き続いて就職先を探しましたか。					
イ 探した	(1) 求職活動をどのような方法で行いましたか。				
	求職活動の方法	活動日	利用した機関の名称	求職活動の内容	
	(イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等				
	(ロ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等				
	(ハ) 派遣元事業主による派遣就業相談等				
ロ 探さなかった	(2) (1)の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合には、下欄に記載してください。				
	事業所名、部署	応募日	応募方法	職種	応募の動機
					(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他
				(イ) 知人の紹介 (ロ) 新聞広告 (ハ) 就職情報誌 (ニ) インターネット (ホ) その他	
(その理由を具体的に記載してください。)					
③ 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため（例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため） (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ( )			
	ロ 応じられない				
④ 就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記載してください。	イ 就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	(就職先事業所)		
	ロ 自営	月 日より就職（予定） 月 日より自営業開始（予定）			
鹿児島県職員退職手当支給規則第21条第2項の規定により上記のとおり申告します。					
年 月 日					
高齢受給資格証番号 ( ) 高齢受給資格者氏名 印					

任命権者	殿
------	---

## 注意事項

- 1 この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 2 申告は正しくすること。申告しなければならない事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、高年齢求職者給付金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 3 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の証明日から今回の証明日の前日までの期間をいう。
- 4 ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のも（4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労をしたことになるものである。
- 5 ②欄のイに○印を付けた人は、②欄の表に必要な事柄を具体的に記載すること。
- 6 ②の②欄には、②の①欄の求職活動以外で、事業所の求人に応募したことがある場合に、応募した事業所名等を記載すること。なお、「事業所名、部署」欄には、事業所名及び部署名のほか、その部署の電話番号をあわせて記載すること。また、「応募方法」欄には、書類の郵送、直接の訪問など求人に応募した方法を具体的に記載すること。
- 7 ③欄のロの(ホ)その他に○印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を（ ）の中に具体的に記載すること。

第18号様式（第20条、第22条関係）

特例受給資格者失業認定申告書

（該当のところへ○印を付け、必要な事柄を記載してください。）

① 失業の認定を受けようとする期間中に、就職又は就労をしましたか。	イ した	就職又は就労した人は、その月日を記載してください。	
	ロ しない		
② 失業の認定を受けようとする期間中に、就職先を探しましたか。	イ 探した	どのような方法で探しましたか。 (イ) 公共職業安定所による職業相談、職業紹介等 (ロ) 職業紹介事業者による職業相談、職業紹介等 (ハ) 派遣元事業主による派遣就業相談等 (ニ) 公的機関等による職業相談、職業紹介等 (ホ) 知人の紹介による求人への応募 (ヘ) 新聞広告による求人への応募 (ト) 就職情報誌による求人への応募 (フ) インターネットによる求人への応募 (リ) その他 ( )	
	ロ 探さなかつた	（その理由を具体的に記載してください。）	
③ 今、公共職業安定所から自分に適した仕事が紹介されれば、すぐに応じられますか。	イ 応じられる	応じられない理由は何ですか。 (イ) 病気やけがなど健康上の理由 (ロ) 個人的又は家庭的事情のため（例えば、結婚準備、妊娠、育児、家事の都合のため） (ハ) 就職をしたため又は就職予定があるため (ニ) 自営業を開始したため又は自営業開始の予定があるため (ホ) その他 ( )	
	ロ 応じられない		
④ 就職若しくは自営業を開始した人又はその予定のある人が記載してください。	イ 就職	(1) 公共職業安定所紹介 (2) 地方公共団体又は職業紹介事業者紹介 (3) 自己就職	（就職先事業所）
	ロ 自営	月 日より就職（予定） 月 日より自営業開始（予定）	
鹿児島県職員退職手当支給規則第22条第2項の規定により上記のとおり申告します。  年 月 日  特例受給資格証番号 ( ) 特例受給資格者氏名 印  任命権者 殿			

注意事項

- この申告書は、失業の認定を受けるときに、必ず本人が提出すること。
- 申告は正しくすること。申告しなければならぬ事柄を申告しなかつたり、偽りの記載をして提出した場合には、以後、特例一時金に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 「失業の認定を受けようとする期間」とは、前回の失業の証明日から今回の証明日の前日までの期間をいう。
- ①欄の「就職又は就労」とは、事業主に雇用された場合、自営業を営んだ場合、会社の役員、嘱託になった場合などおおよそ職業として認められるものに就いた場合又は自営業を開始するための準備やボランティア活動をした場合などであつて、原則として1日の労働時間が4時間以上のも（4時間未満であつても、雇用保険の被保険者となる場合や、自営業を営む等のため公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない場合は就職又は就労となります。）をいうものである。なお、賃金等の報酬がなくても就職又は就労をしたことになるものである。
- ③欄のロの(ホ)その他に○印を付けた人は、公共職業安定所が職業を紹介してもすぐには応じられない理由を( )の中に具体的に記載すること。

別記第19号様式中 「3 職業に就いた日  
等（記載に当たつては裏面の注意書きをよく読むこと。）」

「3 職業に就いた日  
等について記載してください。（記載に当たっては注意書きをよくお読みください。）」

週間」に、「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、「安定所への」を「公共職業安定所への」に、「安定所又は」を「公共職業安定所，地方公共団体又は」に、「受けたか否か」を「受けましたか」に改め，同様式注意事項1中「をいう。以下「認定対象期間」という。）中に就業手当の支給対象となる」を「。認定対象期間＝支給対象期間（就業手当に相当する退職手当等）中に」に改め，同様式注意事項1（注）中「裏面」を削り，「就職又は就労」を「就職」又は「就労」に改め，同様式注意事項8中「なお」の次に「，「地方公共団体」とは，職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい」を加える。

別記第19号様式の2を次のように改める。

第19号様式の2（第23条関係）

再就職手当に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏名		住所	〒 (電話 )	
事業主の証明	② 就職先の事業所 (開始した事業)	名 称	〒 (電話 )		
		所 在 地			
		事業の種類			
	③ 雇入年月日 (事業開始年月日)	年 月 日	④ 採用内定年月日	年 月 日	
	⑤ 職 種			⑥ 1週間の所定労働時間	時間 分
⑦ 賃 金 月 額	万 千 円	⑧ 雇用期間	(イ) 定めなし → 年 月 日まで (ロ) 定めあり ( 年 箇月) 契約更新条項 (イ 有 ロ 無) 1年を超えて雇用する見込み (イ 有 ロ 無)		
⑨ 上記の記載事実には誤りのないことを証明する。  年 月 日  事業主氏名 印 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)					
⑩ ③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の有無		イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。 ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。			
鹿児島県職員退職手当支給規則第23条の規定により上記のとおり再就職手当に相当する退職手当の支給を申請します。  年 月 日  申請者氏名 印  任命権者 殿					

注意事項

- 1 この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内に、任命権者に提出すること。
- 2 雇用された受給資格者にあつては、①欄から⑩欄まで記載し、事業を開始した受給資格者にあつては、①欄から③欄まで及び⑩欄に記載すること。
- 3 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、失業者の退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。
- 4 ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「(ロ) 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- 5 ⑩欄は、該当する記号を○で囲むこと。
- 6 事業主は、⑨欄の証明を行うとともに、速やかに雇用保険被保険者資格取得届の提出を行うこと。
- 7 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また詐欺罪として処罰されることがある。

別記第19号様式の2の次に次の1様式を加える。

第19号様式の3（第23条関係）

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

1 氏名			2 受給資格証 番号		
3 住所	〒				
4 就職先の事業所	名 称				
	所在地	〒 (電話 )			
5 1週間の所定労働時間	時間	分	6 求人申込み時等に明示した賃金額（月額）	万 千円	
7 雇用期間中の賃金支払状況					
① 賃金支払対象期間	② ①の 基礎 日数	③ 賃金額			④ 備考
		(A)	(B)	計	
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
就職年月日 ~ 月 日					
8 上記の記載事実には誤りがないことを証明する。					
年 月 日					
事業主氏名 印 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)					
9 鹿児島県職員退職手当支給規則第23条の規定により上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。					
年 月 日					
申請者氏名 印					
任命権者 殿					

事業主の証明

注意事項

- この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6箇月に至った日の翌日から起算して2箇月以内に、任命権者に提出すること。
- 申請にあつては1欄から3欄まで及び9欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては4欄から8欄までをそれぞれ記載すること。ただし、1欄から3欄までについては、再就職手当に相当する退職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後失業等給付を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 申請書の記載について
  - 申請者の記載事項  
9欄の申請者氏名については、記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。
  - 事業主の記載事項  
ア 5欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6箇月に至った時点における1週間の所定労働時間を記載すること。  
イ 6欄は、事業主が求人申込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額（月額）を記載すること。  
ウ 7欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日（賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。）まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。  
エ 8欄において、4欄から7欄までの記載事項の証明を行うこと。

- 5 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 別記第20号様式を次のように改める。

第20号様式（第23条関係）

常用就職支度手当に相当する退職手当支給申請書

① 申請者	氏名		住所	〒		(電話)	
-------	----	--	----	---	--	------	--

事業主の証明	② 就職先の事業所	名称					
		所在地	〒				
		事業の種類					
	③ 雇入年月日	年 月 日		④ 採用内定年月日	年 月 日		
	⑤ 職 種				⑥ 1週間の所定労働時間	時間 分	
	⑦ 賃 金 月 額	万 千 円	⑧ 雇用期間	(イ) 定めなし → 年 月 日まで (ロ) 定めあり ( 年 箇月) 契約更新条項 (イ 有 ロ 無) 1年を超えて雇用する見込み (イ 有 ロ 無)			
	⑨ 上記の記載事実に誤りのないことを証明する。						
	年 月 日			事業主氏名 印 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)			

⑩	③の雇入年月日又は事業開始年月日前3年間における就業についての再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当の受給の有無	イ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当を受給したことがある。
		ロ 再就職手当に相当する退職手当又は常用就職支度手当に相当する退職手当のいずれも受給したことがない。
鹿児島県職員退職手当支給規則第23条の規定により上記のとおり常用就職支度手当に相当する退職手当の支給を申請します。		
年 月 日		申請者氏名 印
任命権者	殿	

注意事項

- この申請書は、③欄に記載した雇入年月日又は事業開始年月日の翌日から起算して1箇月以内に、任命権者に提出すること。
- ⑧欄は、該当する記号を○で囲むこと。また、「(ロ) 定めあり」を○で囲んだ場合には、その雇用期間を具体的に記載するとともに、契約更新条項の有無及び1年を超えて雇用する見込みの有無について該当するものの記号をそれぞれ○で囲むこと。
- ⑩欄は、該当する記号を○で囲むこと。



別記第21号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に、

⑨乗車（船）  
の 場 所

を

⑨乗車（船）  
の 場 所  
（出発空港）

に、

⑩下車（船）  
の 場 所

を

⑩下車（船）  
の 場 所  
（到着空港）

に、

※船 賃		※車 賃	
距離	運賃	距離	支 給 額
キロメ ートル	円	キロメ ートル	円

を

※船 賃		※航空賃		※車 賃	
距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額
キロメ ートル	円	キロメ ートル	円	キロメ ートル	円

に改め、同様式注意事項1を次の

ように改める。

1 この申請書は、移転の日の翌日から起算して1箇月以内に、任命権者に提出すること。

別記第22号様式中「広域求職活動費に相当する退職手当支給申請書」を「求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書」に、「のとおり広域求職活動費」を「のとおり求職活動支援費（広域求職活動費）」に、

「平成 年 月 日

任命権者 殿

申請者氏名

印

を

「 年 月 日

申請者氏名

印

任命権者 殿

に、

※	区 間	鉄 道 賃			船 賃		車 賃		宿 泊 料	計	鉄 道 距 離 換 算 キ ロ 数
		距 離	運 賃	急 行 料 金	計	距 離	運 賃	距 離			
		キ ロ メ ー ト ル	円	円	円	キ ロ メ ー ト ル	円	キ ロ メ ー ト ル	円	円	キ ロ メ ー ト ル
	合 計										

を

※ 任 命 権 者 記 載 欄	区 間	鉄 道 賃			船 賃		航 空 賃		車 賃		宿 泊 料	計	鉄 道 距 離 換 算 キ ロ 数
		距 離 (キ ロ メ ー ト ル)	運 賃 (円)	急 行 料 金 (円)	計 (円)	距 離 (キ ロ メ ー ト ル)	運 賃 (円)	距 離 (キ ロ メ ー ト ル)	運 賃 (円)	距 離 (キ ロ メ ー ト ル)			
	合 計												

に改め、同様式の次に次の2様式を加える。

第22号様式の2（第23条関係）

求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名		性別	男・女	受給資格証番号	
	住所又は居所					
講座	教育訓練施設の名称	講座名	受講開始年月日	受講修了年月日	当該講座に関連する公的資格	受講費（入学料含む。） （円）
					資格名 〔 〕 分類 <input type="checkbox"/> (1～9) 注意事項3(1)参照	円
鹿児島県職員退職手当支給規則第23条の規定により上記のとおり求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の支給を申請します。  年 月 日  任命権者 殿 申請者氏名 印						

注意事項

- この申請書は、教育訓練を行う者（以下「教育訓練実施者」という。）の発行する求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類（以下「教育訓練修了証明書」という。）に記載された受講修了日の翌日から起算して1箇月以内に、下記の確認書類を添付して、申請者本人が、任命権者に提出すること。
- 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、教育訓練実施者より(1)、(2)及び(3)の交付があった際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、教育訓練実施者に対して修正を依頼すること。
  - 教育訓練実施者の発行する「教育訓練修了証明書」
  - 教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」  
教育訓練経費の支払いをクレジット会社を介したクレジット契約により行う場合は、教育訓練実施者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を教育訓練実施者が付記したクレジット伝票でもよい）、教育訓練実施者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。
  - 教育訓練実施者の発行する「返還金明細書」（「領収書」「クレジット契約証明書」が発行された後で、受講料の値引き等により、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合に必要。）
- 申請書の記載について
  - 当該講座に関連する公的資格の分類については、以下の区分に該当するものを記載すること。
 

1 輸送・機械運転関係	4 情報関係	7 技術関係
2 医療・社会福祉・保健衛生関係	5 事務関係	8 製造関係
3 専門的サービス関係	6 営業・販売・サービス関係	9 その他
  - 受講費の額は、「教育訓練修了証明書」及び教育訓練実施者の発行する教育訓練経費に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の両方に記載された額と同一額となっていることを確認すること。  
なお、教育訓練経費の一部が教育訓練実施者から本人に対して還付された（される）場合は、受講費の額は「返還金明細書」に記載された額を差し引いた額と同一額となっていることを確認すること。

第22号様式の3（第23条関係）

求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏 名		性別		男・女		受給資格証番号		
	住所又は居所								
1 保 育 等 サ ー ビ ス	項番	保育等サービス利用理由	保育等サービス事業者名	保育等サービス利用日	保育等サービス利用日数	保育等サービス名	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日	保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数	費用（自己負担分） （円）
	①	1 面接等のため 2 訓練のため			日	[ ] ※（01～14）注意 事項3(3)参照		日	円
	②	1 面接等のため 2 訓練のため			日	[ ] ※（01～14）注意 事項3(3)参照		日	円
	③	1 面接等のため 2 訓練のため			日	[ ] ※（01～14）注意 事項3(3)参照		日	円
	④	1 面接等のため 2 訓練のため			日	[ ] ※（01～14）注意 事項3(3)参照		日	円
鹿児島県職員退職手当支給規則第23条の規定により上記のとおり求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の支給を申請します。  年 月 日  任命権者 殿 申請者氏名 印									

注意事項

- この申請書は、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の証明日から今回の証明日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当））中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当））に、下記の確認書類を添付して、申請者本人が、任命権者に提出すること。  
 ただし、高年齢受給資格者、特例受給資格者の方が求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書を提出する場合にあつては、当該求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4箇月以内に行うこと。
- 申請書に添付すべき確認書類は次のとおりであるが、これらの確認書類と申請書の内容が異なる場合は、支給決定を行うことができないため、保育等サービス事業者より(1)、(2)及び(3)の交付があつた際には、その内容をよく確認し、事実と異なる場合は、保育等サービス事業者に対して修正を依頼すること。  
 (1) 保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」又は「契約書」  
 保育等サービス費用の支払いをクレジット会社を介してクレジット契約により行う場合は、保育等サービス事業者の発行する「クレジット契約証明書」（必要事項を保育等サービス事業者が付記したクレジット伝票でもよい）、保育等サービス事業者に対する分割払等のために「領収書」等が複数枚にわたるときはその全てを提出すること。  
 (2) 事業主の証明を受けた「面接証明書」又は求職活動関係役務利用費対象訓練を実施する者の発行する求職活動関係役務利用費対象訓練を受講したことを証明することができる書類（「教育訓練修了証明書」など）  
 (3) 保育等サービス費用について、求人者、地方公共団体その他の者から補助を受けた場合はその額を証明する書類
- 申請書の記載について  
 (1) 1欄の保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数については、利用する保育等サービスの全ての利用日及び利用日数を記載すること。ただし、保育等サービスであつて、求職活動のために利用するものではないものは、記載しないこと。  
 (2) 1欄の保育等サービス利用期間内の求職活動実施日及び保育等サービス利用期間内の求職活動実施日数については、保育等サービス利用日及び保育等サービス利用日数に記載した利用日及び利用日数のうち、支給対象期間中に求職活動を実施した日及び日数を記載すること。

- (3) 1 欄の保育等サービス名については、以下の区分に該当する番号を記載すること。

01 認可保育所で行う保育	06 居宅訪問型保育	11 延長保育事業
02 認可幼稚園で行う保育	07 事業所内保育	12 病児保育事業
03 認定こども園で行う保育	08 一時預かり事業	13 放課後児童クラブ
04 小規模保育	09 子育て短期事業	14 その他の保育等サービス
05 家庭的保育	10 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	(認可外保育施設が行う保育等)

- (4) 費用（自己負担分）の額は、保育等サービス事業者の発行する保育等サービス費用に係る「領収書」（又はクレジット契約証明書）の額と同一額になっていることを確認すること。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。